

愛称：杏の実

追加型投信／海外／債券

信託期間：2003年6月13日 から 無期限

基準日：2025年7月31日

決算日：毎月15日（休業日の場合翌営業日）

回次コード：3002

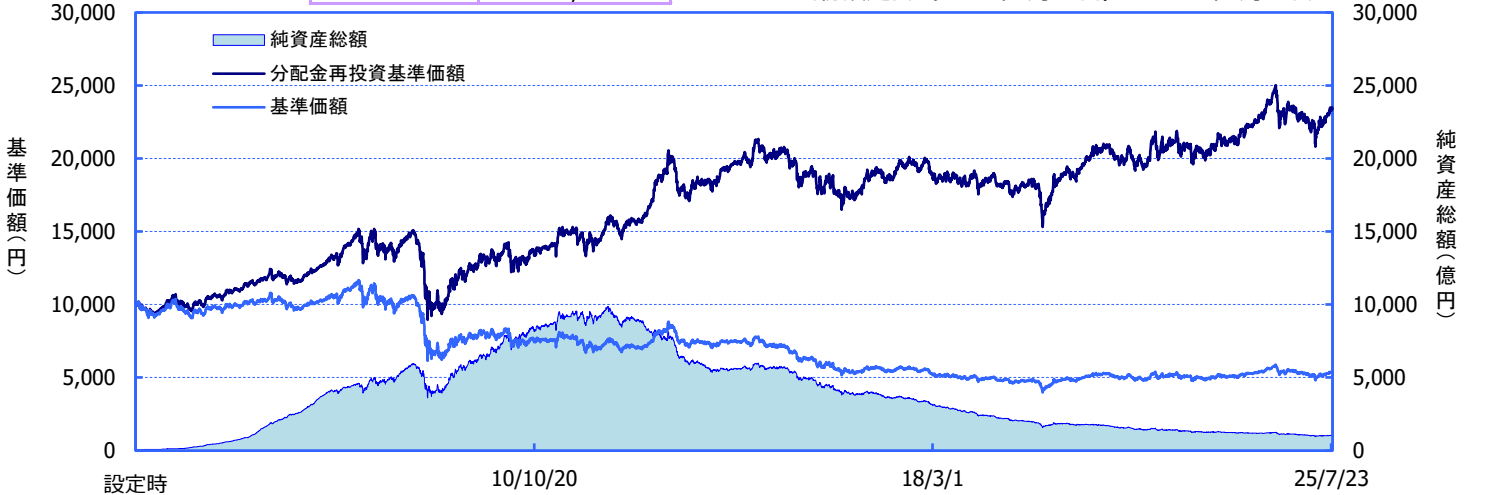
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年7月31日現在

基準価額	5,360 円
純資産総額	1,029億円

当初設定日（2003年6月13日）～2025年7月31日



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

期間別騰落率			
期間	ファンド	豪ドル	NZドル
1カ月間	+1.6 %	+1.8 %	+0.5 %
3カ月間	+6.3 %	+5.8 %	+4.4 %
6カ月間	+3.4 %	+0.4 %	+1.5 %
1年間	+1.5 %	-3.4 %	-2.0 %
3年間	+9.9 %	+2.1 %	+4.2 %
5年間	+24.6 %	+27.7 %	+26.0 %
年初来	+0.9 %	-2.3 %	-1.1 %
設定来	+133.7 %	+22.7 %	+29.2 %

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売相場の仲値を採用し、算出しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

基準価額の月次変動要因分解	
2025年7月末	5,360 円
2025年6月末	5,286 円
変動額	74 円
債券要因	1 円
（豪州内訳）	▲2 円
（NZ内訳）	3 円
為替要因	89 円
（豪州内訳）	87 円
（NZ内訳）	2 円
小計	90 円
分配金要因	▲10 円
運用管理費用要因等	▲6 円

《分配の推移》			
(1万口当たり、税引前)			
決算期(年/月)		分配金	分配金支払後基準価額
第1～253期	合計：	11,005円	
第254期	(24/08)	10円	5,348円
第255期	(24/09)	10円	5,264円
第256期	(24/10)	10円	5,478円
第257期	(24/11)	10円	5,437円
第258期	(24/12)	10円	5,355円
第259期	(25/01)	10円	5,293円
第260期	(25/02)	10円	5,269円
第261期	(25/03)	10円	5,163円
第262期	(25/04)	10円	5,024円
第263期	(25/05)	10円	5,182円
第264期	(25/06)	10円	5,229円
第265期	(25/07)	10円	5,355円
分配金合計額		設定来：11,125円 直近12期：120円	

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。
※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
※データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目録見書）」の内容を必ずご確認ください。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用：

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社

加入協会

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

資産別構成		
資産	銘柄数	比率
外国債券	87	97.8%
コール・ローン、その他※		2.2%
合計	87	100.0%

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

債券 種別構成		合計97.8%
種別	比率	
州債等	53.2%	
国際機関債	21.2%	
政府機関債	14.4%	
国債	9.0%	

債券 ポートフォリオ特性値	
直接利回り(%)	3.4
最終利回り(%)	4.1
修正デュレーション	4.3
残存年数	5.1

通貨別構成		合計100.0%
通貨	比率	
豪ドル	90.7%	
ニュージーランド・ドル	8.5%	
日本円	0.9%	

債券 格付別構成		合計100.0%
格付別	比率	
AAA	61.1%	
AA	38.9%	
A	---	
BBB	---	
BB以下	---	

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。

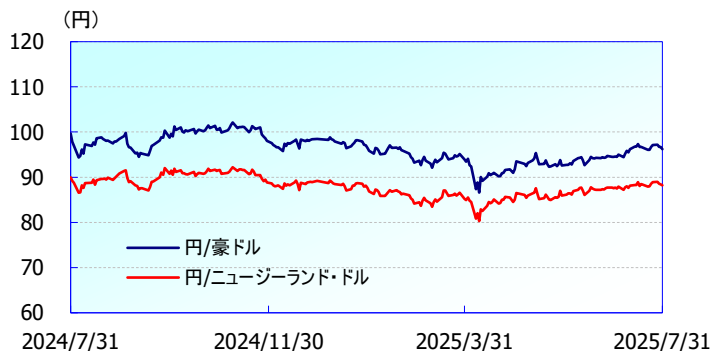
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

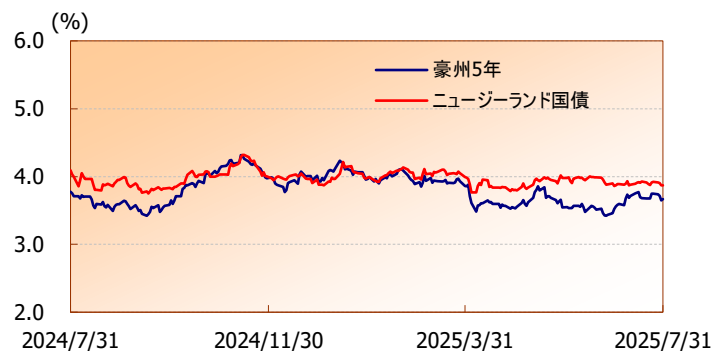
組入上位10銘柄						合計24.5%
銘柄名	種別	通貨	利率(%)	償還日	比率	
QUEENSLAND TREASURY CORP.	州債等	豪ドル	3.5	2030/08/21	3.2%	
AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF)	国債	豪ドル	4.25	2035/12/21	2.8%	
ASIAN DEVELOPMENT BANK	国際機関債	豪ドル	3	2026/10/14	2.8%	
WESTERN AUSTRALIAN TREASURY CORP.	州債等	豪ドル	4.25	2033/07/20	2.7%	
Auckland Council	州債等	豪ドル	3.5	2026/03/09	2.3%	
KOMMUNALBANKEN	政府機関債	豪ドル	3	2026/12/09	2.3%	
AFRICAN DEVELOPMENT BK.	国際機関債	豪ドル	1.1	2026/12/16	2.2%	
TREASURY CORP VICTORIA	州債等	豪ドル	4.25	2032/12/20	2.2%	
AUSTRALIA (COMMONWEALTH OF)	国債	豪ドル	3.75	2034/05/21	2.2%	
TREASURY CORP VICTORIA	州債等	豪ドル	4.75	2030/11/20	1.9%	

※比率は、純資産総額に対するものです。

為替の推移



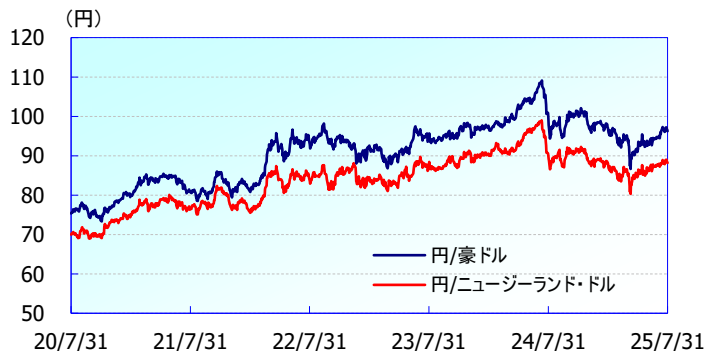
国債利回り



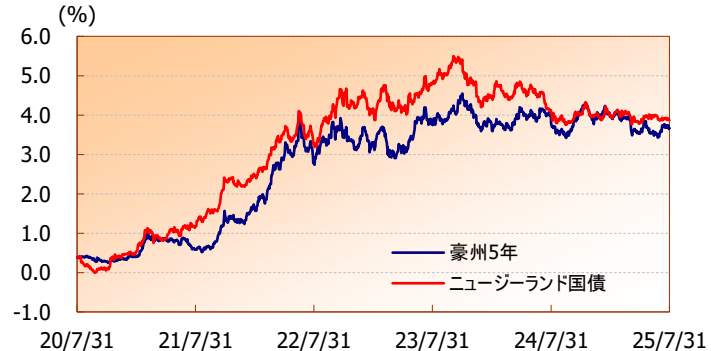
※ニュージーランド国債は、「NZD New Zealand Government Bond BVAL Yield Curve 5 Year」の利回りを使用しています。

(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

為替の推移



国債利回り



※ニュージーランド国債は、「NZD New Zealand Government Bond BVAL Yield Curve 5 Year」の利回りを使用しています。

(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

《分配金の概況》

■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配対象額(1万口当たり、分配金支払い後)の状況

決算期 決算日	第254期 (24/8/15)	第255期 (24/9/17)	第256期 (24/10/15)	第257期 (24/11/15)	第258期 (24/12/16)	第259期 (25/1/15)
配当等収益(経費控除後)	9 円	10 円	14 円	9 円	9 円	9 円
分配金	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
分配対象額(分配金支払い後)	237 円	237 円	241 円	240 円	239 円	238 円

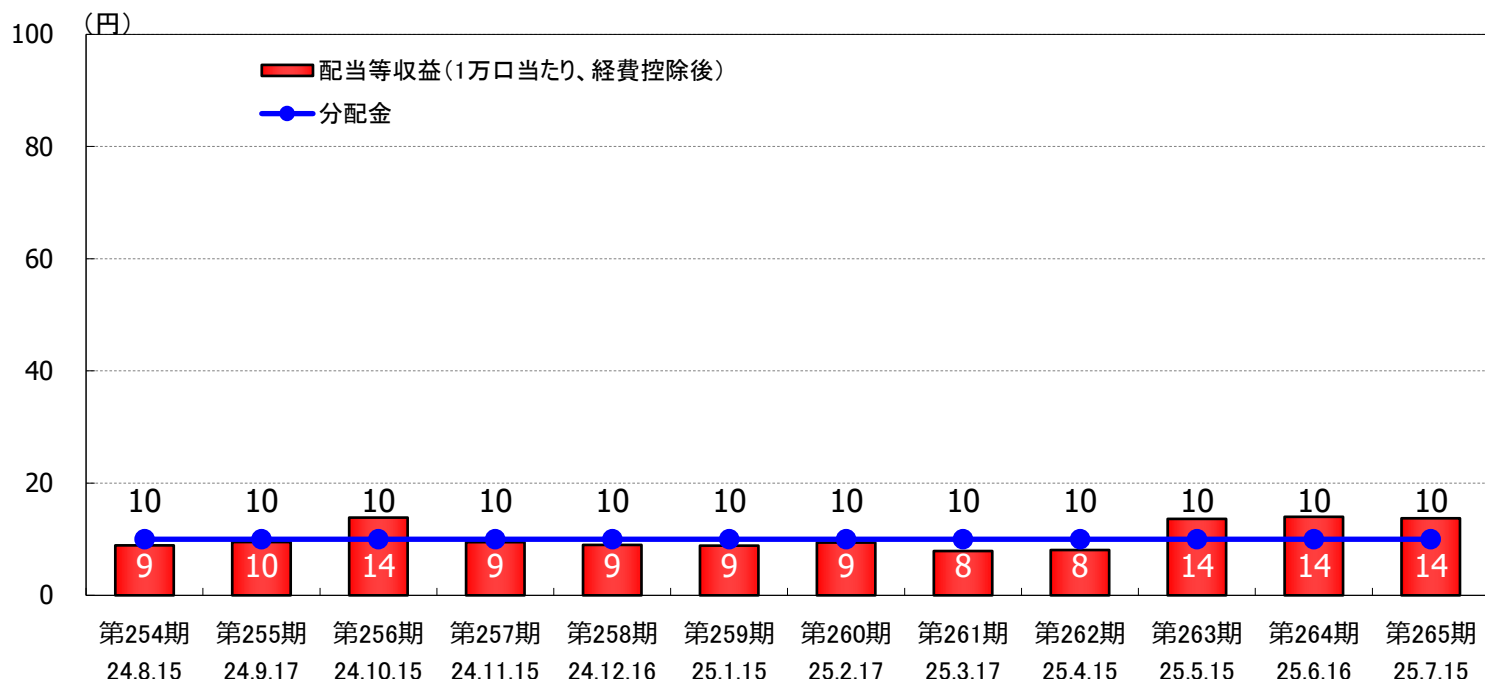
決算期 決算日	第260期 (25/2/17)	第261期 (25/3/17)	第262期 (25/4/15)	第263期 (25/5/15)	第264期 (25/6/16)	第265期 (25/7/15)
配当等収益(経費控除後)	9 円	8 円	8 円	14 円	14 円	14 円
分配金	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円	10 円
分配対象額(分配金支払い後)	238 円	235 円	234 円	237 円	241 円	245 円

※配当等収益(経費控除後)は、経費(運用管理費用等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(運用管理費用等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は、1万口当たり、税引前のものです。

■ 配当等収益(1万口当たり、経費控除後)および分配金(1万口当たり、税引前)の状況



※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 配当等収益と分配金について

当ファンドの直近決算(第265期、2025/7/15)における分配金は10円(1万口当たり、税引前)としております。上の表にある通り、直近決算の期中に得られる経費控除後の配当等収益は14円となっています。また、分配対象額は、分配金支払い後で245円となっています。

当ファンドは、安定した分配を継続的に行うことを目標に分配金を決定しておりますが、分配金は分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度決定しておりますので、現在の分配金の水準を維持できない、または分配金が支払われない場合もあります。

【豪州・ニュージーランド投資環境】

RBA、RBNZはともに政策金利の据え置きを決定

豪州では、RBA（豪州準備銀行）は市場予想に反して政策金利を据え置きました。また、4-6月期のCPI（消費者物価指数）は市場予想を下回る結果となりました。

ニュージーランドでは、RBNZ（ニュージーランド準備銀行）は市場予想通り政策金利を据え置きました。

債券市場：豪州債券金利は上昇、ニュージーランド債券金利はおおむね横ばい

オセアニア債券市場では、RBAが市場の予想に反して利下げを見送ったことや、米国金利の上昇などから、豪州金利は上昇しました。一方で、RBNZも政策金利を据え置いたものの、市場予想通りであったことや、今後の追加利下げの可能性を示したことなどから、ニュージーランドの金利はおおむね横ばいとなりました。

為替市場：豪ドル、ニュージーランド・ドルはともに上昇

オセアニア通貨は対円で上昇しました。日本の参院選を前に財政拡張懸念が強まったことなどが、円安要因となりました。また、豪州金利が上昇する中、内外金利差の拡大が意識されたことも、豪ドル円の上昇圧力となりました。

【ファンドの運用状況】

月間の動き

オセアニア通貨が円に対して上昇したことがプラス要因となり、基準価額は上昇しました。

運用のポイント

当ファンドでは州債や国際機関債に引き続き積極的に投資を行いました。これらの債券は国債とほぼ同等の信用力を有しているながら、国債より高い利回りが得られるためです。また国債のイールドカーブ上での投資妙味などを分析しながら、ポートフォリオの利回りの引き上げに努めました。

【今後の見通し】

債券市場：金利低下余地をさぐる展開を見込む

米国の関税政策が豪州経済を減速させるリスクが意識されることに加え、インフレ率は目標範囲内で安定していることから、RBAにとっては追加利下げを行いやすい環境が続くことが見込まれます。市場では、すでに追加利下げに関して一定程度の織り込みが進んでいることを踏まえると、今後は金利低下余地をさぐる展開を予想します。

為替市場：豪ドルへの金融政策の影響は限定的とみる

豪州では、RBAによる追加利下げは一定程度織り込まれていることから、豪ドルへの影響は限定的だと考えています。一方、連邦政府の健全な財政状況を背景に財政政策による景気支援の余地が大きいことは豪ドルの支援材料だとみています。なお、米国の関税政策への懸念などから円高圧力が強まる展開には注意が必要です。

今後については、8月中旬のRBAの金融政策報告書や理事会後の記者会見で、追加利下げペースについてのヒントがみられるかに注目しています。また、豪州の主要な貿易相手国である中国と米国の通商交渉の行方には注意を払う必要があると考えています。足元で交渉の進展も見られていますが、難航する場合は、豪州経済の下押し圧力として想定され、その動向に注目です。

豪ドル、ニュージーランド・ドル上昇要因	豪ドル、ニュージーランド・ドル下落要因
● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり	● 利下げ観測の高まり ● 中国の景気減速懸念
債券価格上昇要因（金利低下要因）	債券価格下落要因（金利上昇要因）
● 米国など海外市場の金利低下 ● 利下げ観測の高まり	● 株式市場や商品価格の上昇 ● 利上げ観測の高まり

《ファンドの目的・特色》

ファンドの目的

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・オーストラリア・ドル建ておよびニュージーランド・ドル建ての公社債等（※）に投資します。
（※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
- ・公社債等の格付けは、取得時において AA 格相当以上※とすることを基本とします。
※ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上もしくはフィッチ・レーティングスで AA- 以上
- ・毎月 15 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク）	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)2.2%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容													
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.375% (税抜1.25%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。													
	配分については、 下記参照	委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。												
		販売会社	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。												
		受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。												
		<table><tr><th><運用管理費用の配分> (税抜) (注1)</th><th>委託会社</th><th>販売会社*</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>500億円未満の場合</td><td rowspan="3">販売会社および 受託会社への 配分を除いた額</td><td>年率0.70%</td><td rowspan="3">年率0.05%</td></tr><tr><td>500億円以上 1,000億円未満の場合</td><td>年率0.75%</td></tr><tr><td>1,000億円以上の場合</td><td>年率0.80%</td></tr></table>	<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社*	受託会社	500億円未満の場合	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.05%	500億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.75%	1,000億円以上の場合	年率0.80%	
<運用管理費用の配分> (税抜) (注1)	委託会社	販売会社*	受託会社												
500億円未満の場合	販売会社および 受託会社への 配分を除いた額	年率0.70%	年率0.05%												
500億円以上 1,000億円未満の場合		年率0.75%													
1,000億円以上の場合		年率0.80%													
	*「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏 ^{あんず} の実 ^み ）」および「ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（年2回決算型）（愛称：杏 ^{あんず} の実 ^み （年2回決算型））」の各販売会社の取扱純資産総額の合計額に応じて														
その他の費用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。													

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	シドニー先物取引所の休業日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

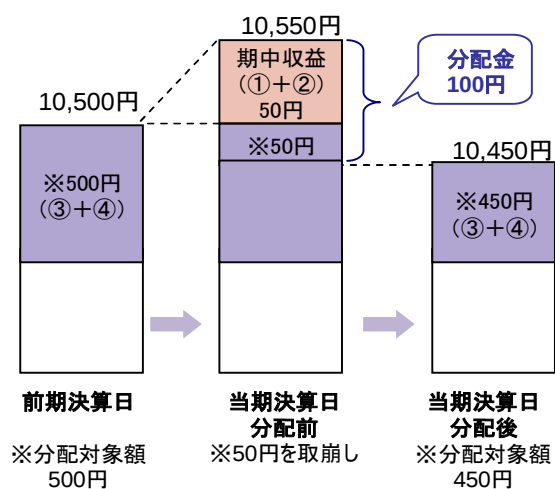
投資信託で分配金が支払われるイメージ



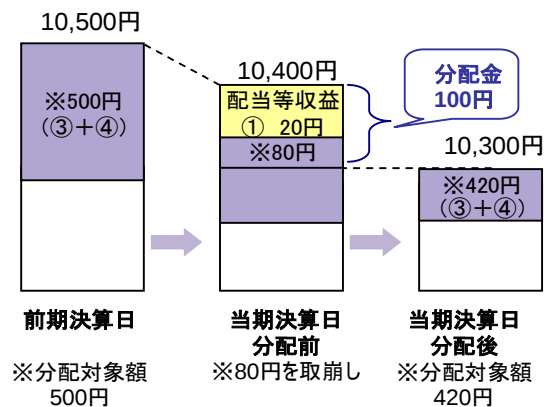
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



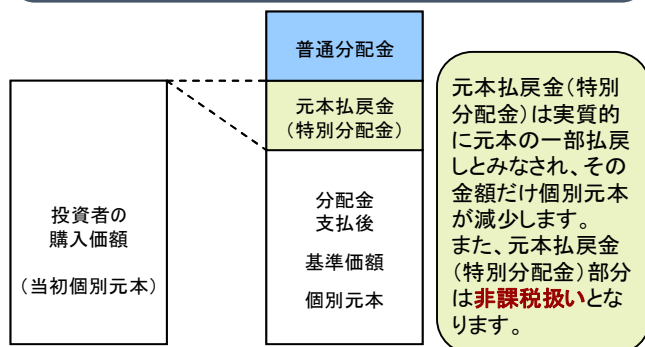
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第199号				
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○		
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○			
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
いちい信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第25号				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
大垣西濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第29号				
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○			
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第20号				
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号				
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
鹿児島相互信用金庫	登録金融機関	九州財務局長(登金)第26号				
川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第201号				
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		
北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号				
北群馬信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第233号				
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○			
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号				
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号				
桑名三重信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第37号				
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号				
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
佐賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第25号				
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号				
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号				
ザ・ホンコン・アンド・شانハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○	○		
株式会社三十三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○	○		
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社十六銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第7号	○	○		
湘南信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第192号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	○			
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第46号	○			
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号				
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第237号				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第20号				
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号				
知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号				
千葉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第208号				
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○			
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第41号				
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	○			
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第53号	○			
株式会社富山銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第1号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第69号				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第71号	○			
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第72号				
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○		
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号				
播州信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第76号	○			
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第203号				
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
備前日生信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第40号				
姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第80号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第81号	○			
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号				
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号				
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第48号				
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）（愛称：杏の実）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第52号				
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第39号				
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○		○	○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
おきぎん証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○		○	
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○	○		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○			
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		○
ニュース証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第138号	○		○	
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第148号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○			
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三田証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第175号	○			
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○		○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第78号	○			
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○			
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。